

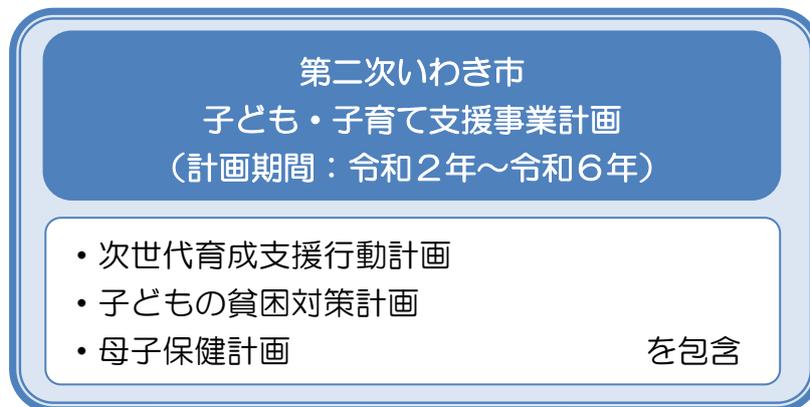
次期子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 子ども・子育て支援事業計画と市町村こども計画について

(1) いわき市第二次子ども・子育て支援事業計画について（市現行計画）

現行計画である「いわき市第二次子ども・子育て支援事業計画」は、令和2年3月に子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に定める「市町村計画」、さらには「母子保健計画」を包含し、策定したものです。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間であり、令和7年度から令和11年度までの次期計画の策定に向けて検討を進めています。

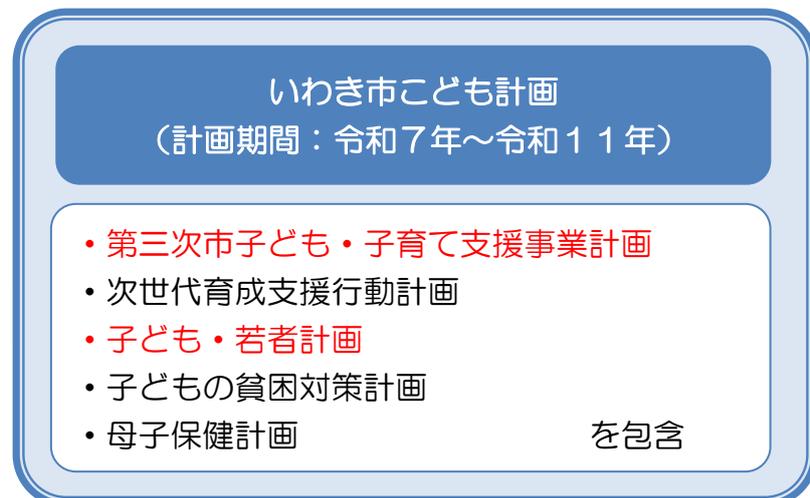


(2) 市町村こども計画について

令和5年4月1日施行の「こども基本法」は、「日本国憲法」、「こどもの権利条約」の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

本法において、国は従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を「こども大綱」として定めるものとしています。

また、本法において、市町村は「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」の策定を努力義務とされており、本市の次期計画の策定にあたっては、「市町村こども計画」としての策定を念頭に進めます。



(3) 「こども大綱」策定に向けた中間整理について【参考資料1参照】

国は、当初「こども大綱」の策定を今年の秋頃の予定としておりましたが、令和5年9月にこども家庭審議会において、大綱策定に向けた中間整理を取りまとめ、現在、中間整理を基にこども等の意見を聴く取組を実施しており、年内に大綱を策定する見通しとなっております。

中間整理は、大綱を策定する上での基本的な方針や重要事項等について整理されたものであり、本整理を受けてこども施策における「目標・指標」を設定し、大綱を策定することとしております。また、大綱の下で進める施策の具体的内容は「こどもまんなか実行計画(仮称)」として、大綱とあわせて策定を予定しており、これらを受けた「市町村こども計画の策定指針」についても同様に示される予定となっております。

2 次期計画策定に向けた調査について

次期計画の策定にあたっては、「ニーズ調査」及び「生活実態調査」を実施する必要があり、令和6年2月頃からアンケート調査を実施する予定です。

アンケートの調査項目については、「こども大綱」や指針等を踏まえるとともに、本分科会委員の意見を頂きながら、検討を進めます。

なお、来年1月に第3回分科会を開催し、アンケート調査内容を決定する予定としています。

○いわき市こども計画に向けての調査・意見聴取

調査名称	未就学児	小学生	中学生	義務教育修了から39歳まで
こども・子育て支援に関するニーズ調査	未就学児 保護者 2,100件	小学生 保護者 2,200件	中2 生徒 2,500件	
子どもの生活実態調査		小5 生徒・保護者 各1,500件	中2 生徒・保護者 各1,500件	
パブリック・コメント等			生徒会 サミット	パブリック・コメント

3 スケジュールについて

作業項目	令和5年度						令和6年度													
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 調査事業委託			プロポ準備		実施															
① アンケート調査																				
① 調査票の作成																				
② 調査票配布の準備・発送																				
③ 調査期間																				
④ データ集計等電算処理																				
⑤ データ分析・報告書																				
② ニーズ量の推計																				
2 次期計画策定						委託準備														
① 需給計画			<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> ◎分科会 アンケート項目確認 </div>																	
② 計画策定																				
児童福祉専門分科会		◎		◎		○		○		○	○		○	○		○	○		○	